



相続登記はお済みですか？

農地について所有権や賃借権等の権利を相続により取得された方は、農業委員会へ届出が必要です。



法務局

農地の貸借契約は、農業委員会を通して行いましょう！

法律に基づく手続きをしていない農地の貸し借りは、公に効力が無く、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもありえます。トラブルをさけるためにも、農地の貸借は、必ず農業委員会を通して行いましょう！

農業者の暮らしと経営を応援します



● 毎週金曜日発行 ● 購読料／月額700円（税込） ● 発行所／全国農業会議所

農業経営と暮らし、農業者年金や地域話題が満載、ぜひ購読を！

お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎0240-27-4163



2020年度 農薬危害防止運動

農薬の適正使用に配慮してください！

農薬を散布する際は、近隣農家や周辺住民とコミュニケーションをとる・風の少ない時間帯に使用するなど周辺環境に配慮しましょう。



農作業中の事故防止について

農繁期になると農業機械作業による事故が多くなります。

事故の主な要因として、
「慣れ・油断による事故」
「体調・気分による事故」
「うっかりミスによる事故」等が考えられます。

常に「安全」を意識し、事故を防ぎましょう。



編集後記

田植え作業も終わり、早苗が力強く成長し、辺り一面が色鮮やかな緑に染まり、夏の訪れをひしひしと感じる今日この頃です。

今後も天候に恵まれ豊稔の秋が訪れてほしいと願っています。

今年は、「新型コロナウイルス」禍で、いつもと違った日々を過ごしていることと思います。これから厳しい暑さが続きますので引き続き新型コロナウイルスの対策をしつつ、熱中症に気を付けて、元気に頑張りましょう。

農業委員会事務局

豊かな老後生活のために

加入しませんか農業者年金

国民年金に上乗せする公的な年金制度です

1. 農業者なら広く加入できる
 2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
 3. 保険料の国庫補助
 4. 保険料は2万円から自由に選択可能
 5. 税制面で大きな優遇
 6. 80歳までの保証がついた終身年金

くわしくは農業委員会事務局まで

一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金

国が支える。安心が大きくなる。

積み立て年金

担い手



東北に春を告げるまち



広野町

農業委員会通信

No.4

2020年（令和2年）7月1日発行



主な記事のご紹介

P2 農地に関する各種手続き
P3 農地パトロールについて
P4 各種お知らせ

暑中お見舞い申し上げます

平素は、農業委員会活動に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

酷暑の折、皆様の益々のご健勝とご発展を心からお祈り申し上げます。

広野町農業委員会

会 長	鈴木 利 令
会長職務代理者	根本 安 知
農業委員	大和田 義 英
農業委員	横 田 希
農業委員	矢 内 和 豊
農業委員	小 野 謙 治
農業委員	猪 狩 和 也
農業委員	根 本 忠
農地利用最適化推進委員	北 郷 昌 市
農地利用最適化推進委員	松 下 功
農地利用最適化推進委員	根 本 一 夫
事務局長	黒 田 泰 将

農業委員会活動報告

（令和二年一月～六月末）

一月十七日	農業委員会総会
二月十四日	農地転用等現地調査
三月十三日	農地転用等現地調査
三月十六日	農業委員会総会
四月十四日	農地転用等現地調査
四月十五日	農業委員会総会
五月十四日	農地転用等現地調査
五月十五日	農業委員会総会
六月十六日	農地転用等現地調査
六月十七日	農業委員会総会

【総会の主な審議案件と件数】

農地法第三条許可申請	三件
農地法第五条許可申請	十件
農地法第五条の規定による許可後の事業計画変更申請	三件
現況確認申請	一件
その他	三件

・農業基盤整備促進事業に係る換地計画の同意
・耕作放棄地の非農地判断
・令和二年度広野町標準農業労働賃金

編集/発行 広野町農業委員会

〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替 35 番地 （広野町役場産業振興課内） 電話 0240（27）4163（直通）

4

農業機械は使用前に必ず点検を行い事故防止に努めましょう！

1

農地に関する各種手続き

～ 3 条申請・ 4 条申請・ 5 条申請・ 形状変更・ 相続手続き～

農地は大切な農業生産基盤です。農地の所有権移転・賃貸借権の設定・形状変更および農地以外に転用などをされる場合は、事前に農地法による手続きが必要です。

■ 農地法第 3 条の許可申請手続きとは？

農地を農地として売買・贈与・貸し借りをを行う場合、許可が必要です。

※農地の貸借は農業経営基盤強化促進法の「利用権設定」でも権利設定ができます。詳細は産業振興課（☎27-4163）へご相談ください。

■ 農地法第 4 条の申請許可手続きとは？

自分名義の農地を、農地以外にして自分が利用する場合、許可が必要です。

■ 農地法第 5 条の申請許可手続きとは？

他人名義の農地を買受・借受して農地以外に利用する場合、許可が必要です。

■ 農地形状変更に係る届け出とは？

農地を耕作しやすいようにしたい場合（湿田解消のためのかさ上げなど）、届け出が必要です。



■ 農業用施設等届け出とは？

自分名義の農地を農業用倉庫・農機具庫などで利用する場合、届け出が必要です。

※農業用施設で面積が 200 ㎡（2a）未満に限り届け出で転用可能。

注意 申請および届け出で農業振興地域整備計画の「農用地区域」内（農業経営で農業を振興し農地を保全する区域）で計画する場合は、事前に産業振興課（☎27-4163）へご相談ください。

■ 非農地証明願の提出とは？

登記地目を農地以外に変更する場合、提出が必要です。ただし、該当筆の現況が農地以外になっている（20 年以上）、農地への復元困難などの条件があります。

■ 農地法第 3 条の 3 第 1 項による届け出とは？

相続により所有権を取得した場合、届け出が必要です。届け出を要する権利取得は、相続、法人の合併・分割、時効などです。

届け出は、権利取得を知った日から概ね 10 カ月以内にすることになっています。

申請に関する農業委員会の流れについて

毎月 7 日（休日の場合は前開庁日）までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出していただきます。

申請内容を事務局で確認後、現地調査を経て、毎月中旬ごろの定例会議（総会）で審議が行われます。

定例会議において許可されると、定例会議後に許可書を交付いたします。農地法第 4 条申請、第 5 条申請は知事へ進達され、最短で翌月の月末に許可書交付となります。

※上記以外でも農地に関することは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局（☎27-4163）まで、ご相談ください。

各種申請書類は、広野町ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.town.hirono.fukushima.jp/> から **農業委員会** で検索してください。

農地パトロールにご協力ください



ほ場整備された約 3、9 ヘクタールの水田（久保田・宮田地区）

農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施について

農地法の規定により毎年町内全域の農地を対象として、利用状況調査を実施します。

遊休農地である場合は、その土地の所有者や耕作者に対して、農地の適正管理をするよう指導を行います。令和 2 年度の農地の利用状況調査を、下記のとおり実施いたします。

- 1 調査対象：**町内全域
- 2 調査期間：**令和 2 年 9 月中
- 3 調査方法：**農業委員等が農地を見回り、遊休化しているか否かの調査を実施します。
各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※遊休農地とは？

- ① 1 年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

農地の適正管理をお願いします

農地の所有者や使用収益者は、農地を適正に利用する責任があります（農地法第 2 条の 2）。

遊休農地は、害虫の発生、不法投棄などにより、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。

また、防犯・防火の面でも適正な管理が求められます。農地のお持ちの方は草刈り、除草等を行い、適正な管理をお願いします。また、農地が荒れてしまう前に、意欲のある耕作者に引き継ぐことも大切です。

遊休農地を放置すると課税が強化されます

農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなどにより遊休農地を放置すると、農業振興地域内の農地は固定資産の課税が強化されます。（農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した場合）固定資産税の通常の農地の価格「正常売買価格×0.55（限界収益率）」が「正常売買価格」に。（結果的に税額が 1.8 倍になります。）

農地の貸し借りには、農地法第 3 条によるもののほか、農業経営基盤強化促進法により利用権を設定する方法、公的機関である農地中間管理機構を活用する方法があります。